## Tobamaru Project Team 規約

制 定 令和 4 年08月14日 最終改正 令和 5 年09月02日

(名称)

**第1条** 本組織をTobamaru Project Teamと称する。(以下、「当会」。)

(当会の結成)

第2条 当会は鳥羽商船高等専門学校学生準則、第33条及び第34条に基づくところにより設置する。

(事務所)

第3条 当会の事務所は、顧問教員室に置く。

(目的)

- 第4条 当会は次の目的を達成するために設置する。
  - (1) 鳥羽丸の交代に関しての記念行事の開催へ向けての企画検討。
  - (2) 在校生や卒業生の鳥羽商船に対する愛着や地域の人々の親しみをより深める事。

(事業)

- 第5条 当会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 鳥羽丸に関する調査と学内外への広報。
  - (2) (1) に係る行事の企画と評価及び関係機関への立案。
  - (3) その他目的を達成するために必要な事業。

(会員の資格)

**第6条** 会員は、鳥羽商船に在籍する学生とし、その希望によって当会に所属するものとする。ただし、他の活動に参加することを妨げない。

(活動の監督)

第7条 当会には、1名以上の顧問教員を置き指導助言を受ける。

(活動の停止)

- **第8条** 顧問が次の事項に該当すると認めた場合は、代表は当会の活動停止を命ずることができる。
  - (1) 当会の目的に違背したとき。
  - (2) 活動が著しく衰微したとき。
  - (3) その他停止の必要と認められる理由があったとき。

(活動の再開)

第9条 代表は顧問との判断により活動の停止を解くことができる。

(運営)

- 第10条 当会を次年度に継続する場合は3名以上の会員、及び1名以上の顧問を必要とする。
  - 2 1の要件を満たし継続する際は校長に届け出て承認を受けなければならない。
- 第11条 当会は、使用する備品を管理し、名簿記録及び会計簿を備えなければならない。

(役員)

- 第12条 当会に次の役員を置く。
  - (1) 代表 1名
  - (2) 副代表 2名 以内
  - (3) 会計 2名 以内

(役員の選出)

- 第13条 前条に定める役員の選出は次の通り行う。
  - (1) 代表は会員の互選により選任する。
  - (2) 副代表は代表が推薦し、会員の信任を経て選任する。
  - (3) 会計は必要な場合に於いて代表と副代表が選任する。
    - 2 1のとおり役員を選任した際は総会で承認を受けなければならない。

(役員の任期)

- 第14条 代表と副代表の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの一年間とし再任を妨げない。
  - 2 会計の任期は必要がある場合において概ね1カ年を超えない期間とし、再任を妨げない。

(役員の解任)

**第15条** 前条に定めた役職に就く者が何等かの理由でその任務の遂行が困難になり、かつ本 人若しくは会員の3分の2以上がそれを認めた場合、顧問の承諾を得てその者を解任 することができる。

(役員の業務)

- 第16条 代表の業務は次のとおりとする。
  - (1) 当会を代表し、年間の活動計画を立案し、その計画により顧問教員の指導を受けながら活動を自主的に遂行する。
  - (2) 事業計画、事業報告、予算、決算は、総会及び顧問教員の承認を得る。
  - (3) 会計を置いている場合は各期末に出納の記録を確認し承認する。
    - 2 副代表は代表を補佐し、必要があるときは代表の任務を代行する。
  - 3 会計は当会の資産の出納を明確に記録し、執行に関しては役員と協議し決定する。

(会計監査委員)

- 第17条 当会に2名以下の会計監査委員を置く。但し、会計が不在の場合はこの限りではない。
  - 2 会計監査委員の選任の方法は会員の互選とし、代表が委嘱する。
  - 3 会計監査委員の任期は会計と同じ期間とし、再任を妨げない。
  - 4 会計監査委員の職に従事する者が、何等かの理由でその任務の遂行が困難になり、 かつ本人若しくは会員の3分の2以上がそれを認めた場合、顧問の承認を得てその 者を解任することができる。
  - 5 会計監査委員は当会の資産が目的に沿って執行されており、かつ会計処理が適切で あることを適宜確認し、必要に応じて役員に助言を行う。また、会計が決算報告を する際は会計監査報告を行う。

(総会)

第18条 会議は通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会の場所、接続方法、日時及び議題は1週間前までに、これを当会Teams等学校 が遠隔授業や連絡に用いる方法に準じた手段(以下「Teams等」とする)で告示しな ければならない。
- 3 通常総会は毎年1回代表が招集する。但し、当会を次年度に継続しない場合においては2回招集する。
- 4 臨時総会は代表若しくは副代表、または会員の2分の1以上から理由を付して要求 のあったとき開催する。
- 5 総会は、会員総数の半数以上の出席をもって成立するものとする。 但し、出席にはTeams等の会議を用いてのオンライン出席も含むものとする。

(議決方法)

**第19条** 総会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長の選出)

第20条 議長は総会毎に会員の互選により選出し、差し支えなければ代表が行う。

(総会の議事)

第21条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、事業報告、予算、決算
- (2) 役員の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 重要な財産の得喪、変更
- (5) 解散

(総会の欠席)

**第22条** 会員が総会を欠席する際は、開催時刻までに代表若しくは副代表にその旨を連絡しなければならない。

(当会の資産)

第23条 当会の資産は寄付金等、その他の収入とする。

(会計年度)

第24条 当会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

第25条 代表はこの規約を変更しようとするときは、学生主事に届け出る。

附則

この規約は、令和4年10月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年9月25日から施行する。